

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年3月1日

## TOPIC 健康保険料の料率が下がります

### H30年3月分 → 4月支払分の給与から変更です

健康保険料が、変更になります。

けんぽ協会からのお知らせでは、「30年3月分から」の変更とありますが、社会保険料は翌月控除が原則ため、実際には **4月支払分の給与から変更**して頂くことになります。(一部、当月控除を採用されている事業所様は3月支払分からの変更です。)

健康保険料が下がります。  
4月支払分給与から変更。  
(一部事業所除く。)

健康保険料率 9.92% → 9.90%

※介護保険料率は変更がありません。1.57%のままです。

近日中に、個人別の「社会保険料改定のお知らせ」を、弊所より郵送させていただきます。ご確認の上、給与からの控除にお役立て下さい。(手續顧問の事業所様に限ります。)

### ちなみに...、雇用保険料率の変更はありません

H30年度の雇用保険料率は変更がありません。今までどおり、下記の料率です。

事業の種類	①労働者負担 給与から控除する分です	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

## TOPIC 月例賃金の引上げ状況の推移について

### 賃金引上げの資料です ※昇給とベースアップの区別のある企業を対象

経団連の「昇給・ベア調査」によると...、ここ数年は政府主導の賃上げムードが高まり、「昇給・ベアを実施」した企業比率は過半数を超えています。

中小企業においては、人材不足による人材流出防止の観点から、ベースアップの実施割合は低いが、人事評価に基づく定期昇給分で世間相場相当の昇給を余儀なくされているように感じます。

ご注意下さい!!  
大企業ベースの資料なので、  
賃上げ率・ベア率ともに  
世間相場より  
ちょっと高めです。

暦年 (年)	集計企業数 (社)	昇給		ベースアップ		月例賃金引上げ	
		金額(円)	率(%)	金額(円)	率(%)	金額(円)	率(%)
2013	200	5,682	1.88	250	0.08	5,932	1.96
2014	224	6,059	1.96	935	0.30	6,994	2.26
2015	219	6,001	1.95	1,340	0.44	7,341	2.39
2016	222	6,071	1.96	838	0.27	6,909	2.23
2017	224	5,880	1.93	971	0.32	6,851	2.25